

## 神奈川県網膜色素変性症協会代議員選挙実施細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、神奈川県網膜色素変性症協会会則(以下、「会則」という。)第17条の規定に基づき、代議員の選任について必要な事項を定めるものとする。

### (選挙業務の管理)

第2条 この細則に定める選挙業務は、選挙管理委員会が管理する。

### (選挙管理委員会の構成及び任期)

第3条 選挙管理委員会は、役員会で互選された3名の委員をもって構成する。

2 選挙管理委員会は、選挙管理委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

3 選挙管理委員長は、委員会を代表しその業務を統括する。副委員長は委員長を補佐する。

4 委員の任期は、一代議員選挙ごととする。

### (選挙管理委員会の任務)

第4条 選挙管理委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1)代議員選挙の告示及び選挙結果の公表
- (2)代議員立候補者の届出書及び推薦状の受理
- (3)その他、代議員選挙に必要な業務

### (代議員の選挙権者及び被選挙権者)

第5条 代議員の選挙権者は、会則第22条に定める会員とする。

2 被選挙権者は、前項に定める会員で、本部が毎年1月に発行する有権者名簿登載者でなければならない。

### (代議員選挙の告示)

第6条 選挙管理委員会は、2月発行の会報誌に代議員選挙の告示をしなければならない。

2 告示内容は次のとおりとする。

- (1)代議員の定数及び補欠の代議員数
- (2)立候補届出期間
- (3)投票日
- (4)その他、必要な事項

(代議員立候補の届出)

第7条 代議員に立候補しようとする者は、立候補届出期間内に立候補届出書を、次条に定める推薦状を添えて選挙管理委員会に提出するものとする。

2 立候補届出書の記載事項は次のとおりとする。

届出年月日、住所、氏名、生年月日、会員番号、電話番号

(代議員立候補者の要件)

第8条 代議員に立候補しようとする者は、次の者の推薦を受けた者とする。

(1) 現職の役員又は代議員2名以上の推薦を受けた者

(2) 本会の会員5名以上の推薦を受けた者

2 推薦状の記載事項は次のとおりとする。

推薦する代議員立候補者名、推薦年月日、推薦人の住所、氏名、生年月日、会員番号、電話番号

(選挙)

第9条 代議員の選挙は、定期総会の開催日に行う。

2 選挙人は定期総会の出席者とする。

3 立候補者が定数を超える場合は、得票上位者から代議員及び補欠の代議員を選出する。得票が同数のときは、立候補届出書受付の早い順で決する。

4 選挙は、選挙人の挙手をもって行う。挙手が身体上不可能なときは、他の方法をもってこれに代えることができる。

(細則の改正)

第10条 この細則は、本会の総会の議決を経て改正することができる。

附 則

この細則は、平成28年6月18日から施行する。